

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年9月19日

福島県相双農林事務所長

工事（委託業務）番号	25-36260-0253
工事（委託業務）名	復興基盤総合整備0702工事
質 問 事 項	
<p>1. 現在関連工事の復興基盤総合整備 0502 工事で田区 1～田区 5、田区 7、田区 16～田区 21、田区 30、田区 56～田区 57 の支線道路部でパイラインの施工中であるが、暗渠排水工事の施工箇所と重複している為、暗渠排水工事の施工に支障があり工期内完成は困難と思われるが、年度を超えての工期延長は可能でしょうか。</p> <p>2. 現在関連工事の復興基盤総合整備 0502 工事で田区 1～田区 5、田区 7、田区 16～田区 21、田区 30、田区 56～田区 57 の支線道路部でパイラインの施工中でありパイプライン工事の妨げになる為、支線道路部に暗渠排水工事に必要な疎水材を仮置きすることができず、疎水材を田区毎に小運搬する必要があるが、変更設計で計上して頂けるのでしょうか。</p> <p>3. 現在関連工事の復興基盤総合整備 0502 工事で田区 1～田区 5、田区 7、田区 16～田区 21、田区 30、田区 56～田区 57 の支線道路部でパイラインの施工中であり疎水材の搬入に障害が生じる為、暗渠排水工事の施工条件に大きな差異が生じるが、施工の歩掛は変更して頂けるのでしょうか。</p> <p>4. 暗渠排水工事の田区 32～田区 36、田区 49～田区 54 の施工において、支線道路の道幅が狭い為 10 t ダンプでの疎水材の搬入が困難であるので小運搬が必要になるが、変更で計上して頂けるのでしょうか。またその際、疎水材をストックする仮設ヤードは提供していただけるのでしょうか。</p> <p>5. 暗渠排水工事の施工において、面積の小さい田区が多く通常の施工が困難な為、施工歩掛の変更は可能でしょうか。</p> <p>6. 整地工の施工において、ブルドーザでの施工になっているが、現場条件によりバックホウ施工に変更は可能でしょうか。</p> <p>7. 道路等の締固めにおいて 16 t ブルドーザを使用する設計になっているが、現場条件により小型機械に変更は可能でしょうか。</p> <p>8. 法面整形において、バックホウ 0.7m³ 級での施工となっているが、小型機械に変更は可能でしょうか。</p> <p>9. 交通誘導員について、設計では 2 人計上されているが、現場条件しだいでは不足すると思われるので、実績変更は可能でしょうか。</p>	

10. 既設構造物撤去について、図面の添付が無く、さらに設計でも計上されていないが、変更で計上して頂けるのでしょうか。
11. 補完工の施工においてすべて小規模工事にもかかわらず通常工事の歩掛になっているが、小規模工事への歩掛の変更は可能でしょうか。
12. 土砂運搬工において、運搬車両の規格の記載がない為、通常の 10 t ダンプでの施工と考えると良いのでしょうか。また、現場条件により小型ダンプに変更は可能でしょうか。
13. 仮設工において、購入土搬入及び土砂運搬時に現場条件にとっては敷鉄板が必要になる可能性があるが、その場合は変更で計上して頂けるのでしょうか。

回 答 事 項

1. 別工事との工程等の調整を図りますが、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 22 条に基づく協議の対象とします。
2. 現場状況を踏まえ、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
3. 疎水材の搬入に障害が生じないように、割羽迫ため池と田区 1 の間や仮置き可能な田区の土地の仮置き場の使用について調整します。
4. 現場状況を踏まえ、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。また、仮設ヤードは、割羽迫ため池と田区 1 の間や仮置き可能な田区の土地の使用について調整します。
5. 面積が小さい田区において、現場条件や作業効率等を踏まえ、機械の機種変更や小型機械への変更など、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
- 6～8. 現場状況を踏まえ、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
9. 交通誘導員は、搬入土の搬入に要する日数から 2 人計上しておりますが、現場条件から必要人数について、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
10. 既設構造物は、所有者が施工前に撤去することで調整済みです。
11. 現場条件や作業効率等を踏まえ、必要に応じ、小型機械への変更など、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
12. 運搬車両の規格については、お見込みのとおりであり、金抜設計書の施工パッケージ単価構成表に記載されております。また、小型ダンプへの変更については、現場状況を踏まえ、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
13. 現場状況を踏まえ、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。